



加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和7年12月16日

加古川市長 岡田 康裕



① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和7年12月1日	月	3台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月2日	火	0台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月3日	水	0台	1台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月4日	木	3台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月5日	金	2台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月6日	土	2台	0台	0台	0台	0台	0台
令和7年12月7日	日	9台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和7年12月1日	月	加古川町栗津	1台
令和7年12月1日	月	加古川町溝之口	1台
令和7年12月1日	月	尾上町養田	1台
令和7年12月5日	金	尾上町長田	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 (明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地)
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から6カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）



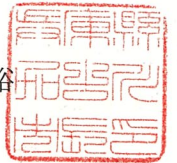
加古川市告示第353号

市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和7年12月16日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年12月16日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区 間	新 旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
01-3272 大野71号線	加古川町大野字谷213番1地先から 加古川町大野字谷229番18地先まで	新 旧	6.0	58.5 0

2. 縦 覧 場 所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦 覧 期 間 令和7年12月16日（火）から12月30日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く